

障害者雇用について 伴走支援します！

障害者雇用を進めていきたいけど、
どんな仕事を任せられるかわからない。



せっかく採用したけど長く働いてもらえない。



そんなお悩みを 伴走型支援で解決します！



面談によるサポート



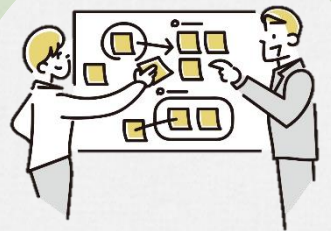
業務切出しなどについて
具体的に相談できる！

宮城障害者職業能力開発校 との連携



委託訓練により
実際の業務を経験してもらえる！

能力開発・ キャリア形成に関する支援



長く働くことができるよう
採用後も継続的にサポート！

この他にも、様々な視点から 障害者雇用と定着をサポートします！

ご存知ですか？

障害者の法定雇用率が段階的に上げられます。

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	2.5%	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ・毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ・障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任(努力義務)

除外率が引き下げられました。

令和7年4月1日から、除外率が各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられました。

障害者短期離職防止促進事業

支援対象事業所を募集

伴走支援の開始

採用後の定着を支援

支援対象事業所を募集
※申し込みが20社を大幅に上回る
場合、募集要領により約20社を
選定させていただきます。

・面談の開始
・各事業所の雇用計画策定を支援
・宮城障害者職業能力開発校と
連携した委託訓練の実施
・採用の補助及び助言

・定期的な面談によるサポート
・短期離職防止のための助言
・採用後の能力開発・キャリア
形成を支援

※事業主が同意する範囲で、障害者の短期離職防止につながる取り組みをホームページ等で周知させていただきます。

支援対象事業所について

- ・宮城県内に本社を設置する事業者等
- ・従業員数が37人以上の事業者等

※原則、法定雇用率未達成の企業を支援することを主としますが、令和8年6月1日までの採用予定者数などほかの基準に照らし合わせ選定するため、現在雇用率を達成している事業者様も対象となります

サポートを希望される企業様は
下記連絡先までお気軽にご連絡ください。



このほか、障害者雇用のご相談は **障害者雇用マッチング機会創出支援事業** で承ります。

企業訪問によるご相談

セミナーのご案内

特別支援学校または
優良企業の見学会

企業説明会または
面接会出展のご案内

令和7年度障害者短期離職防止促進事業

事業受託者 株式会社チャレンジドジャパン

〒983-8477 宮城県仙台市宮城野区榴岡1-1-1 JR仙台イーストゲートビル6F

TEL:022-385-5778 FAX:022-748-6251

MAIL: cjcons@ch-jjp

事業実施主体 宮城県経済商工観光部雇用対策課

令和7年度障害者雇用マッチング機会創出支援事業も
実施していきます。



ホームページ



お申込みフォーム